

各都道府県総務部（局）長
（安全衛生担当課扱い）
各都道府県人事委員会事務局長
各指定都市総務局長
（安全衛生担当課扱い）
各指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況及び心理的な
負担の程度を把握するための検査の実施状況等について

標記の件については、令和元年12月24日付で「平成30年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」において「安全衛生管理体制の整備状況」及び「心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況」の結果を公表したところです。

今回、別添のとおり、公表資料の補足資料として「地方公共団体におけるストレスチェック制度の実施状況」を、その他参考資料として「安全衛生に係る法令等（抜粋）」及び「地方公共団体の事業場の労働基準法別表第一の号別決定の実際例と安全衛生体制、労働基準監督機関の例示」をお送りしますので、下記の事項を踏まえ、適切に対応いただくようお願いします。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 地方公務員の労働安全衛生を取り巻く状況について

最近の各種調査では、「精神及び行動の障害」による地方公務員の長期病休者数（平成30年度）が10万人当たり1,472.5人（68人に1人）と15年前の約2.5倍となるなど年々増加している状況にあります。また、平成31年4月1日に施行された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題の改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

2. メンタルヘルス対策の推進について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「安衛法」という。）に基づき選任・設置（以下「選任等」という。）が義務付けられている各種管理者等又は衛生委員会等の調査審議機関を選任等していない事業場を有する地方公共団体にあっては速やかに改善していただくよう、また、全ての地方公共団体において、これらの安全衛生管理体制を有効に活用していただきますようお願いいたします。

また、地方公共団体における心理的な負担の程度を把握するための検査（いわゆる「ストレスチェック」）については、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ事業場の規模に関わらず、メンタルヘルス不調で治療中のため受検の負担が大きいなどの特別な理由が無い限り全ての職員に対して実施するとともに、高ストレス者に対する面接指導の勧奨、集団分析の実施及びその活用による職場環境の改善に積極的に取り組むなど、メンタルヘルス対策をより一層推進していただきますようお願いいたします。

3. 労働基準監督機関としての職権の行使について

人事委員会においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び同表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して安衛法に係る労働基準監督機関の職権を行うこととされていることから、各種管理者等又は衛生委員会等の調査審議機関を選任等していない事業場に対する指導や、選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言を行うなど、適切に対応が行われるよう監督指導をしていただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体における安全衛生管理体制については、安衛法により各種管理者等及び衛生委員会等の調査審議機関の選任等について罰則も定め義務付けられていることに引き続きご留意いただきますようお願いいたします。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第2号
令和2年1月17日

各都道府県総務部（局）長 殿
（市町村担当課・区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況及び心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況等について

標記の件については、令和元年12月24日付で「平成30年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」において「安全衛生管理体制の整備状況」及び「心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況」の結果を公表したところです。

今回、別添のとおり、公表資料の補足資料として「地方公共団体におけるストレスチェック制度の実施状況」を、その他参考資料として「安全衛生に係る法令等（抜粋）」及び「地方公共団体の事業場の労働基準法別表第一の号別決定の実際例と安全衛生体制、労働基準監督機関の例示」をお送りしますので、下記の事項を踏まえ、適切に対応いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 地方公務員の労働安全衛生を取り巻く状況について

最近の各種調査では、「精神及び行動の障害」による地方公務員の長期病休者数（平成30年度）が10万人当たり1,472.5人（68人に1人）と15年前の約2.5倍となるなど年々増加している状況にあります。また、平成31年4月1日に施行された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題の改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

2. メンタルヘルス対策の推進について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「安衛法」という。）に基づき選任・設置（以

下「選任等」という。)が義務付けられている各種管理者等又は衛生委員会等の調査審議機関を選任等していない事業場を有する市区町村及び一部事務組合等に対し速やかに改善を求めるとともに、全ての市区町村及び一部事務組合等において、これらの安全衛生管理体制を有効に活用するよう助言をお願いいたします。

また、地方公共団体における心理的な負担の程度を把握するための検査(いわゆる「ストレスチェック」)については、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ事業場の規模に関わらず、メンタルヘルス不調で治療中のため受検の負担が大きいなどの特別な理由が無い限り全ての職員に対して実施するとともに、高ストレス者に対する面接指導の勧奨、集団分析の実施及びその活用による職場環境の改善に積極的に取り組むなど、メンタルヘルス対策をより一層推進するよう助言をお願いいたします。

3. 労働基準監督機関としての職権の行使について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長)は、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び同表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して安衛法に係る労働基準監督機関の職権を行うこととされていることから、各種管理者等又は衛生委員会等の調査審議機関を選任等していない事業場に対する指導や、選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言を行うなど、同機関としての職権の行使について、適切に対応するよう助言をお願いいたします。

なお、地方公共団体における安全衛生管理体制については、安衛法により各種管理者等及び衛生委員会等の調査審議機関の選任等について罰則も定め義務付けられていることに引き続き留意するよう、併せて周知をお願いいたします。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
